

## 令和3年度地方税制改正に伴う出雲市税条例等の一部改正について

「地方税法等の一部を改正する法律案」が令和3年1月29日閣議決定され、3月末に可決成立し4月1日から施行される見込みです。この税制改正に伴い、市税条例等においても一部改正が必要になります。令和3年4月1日施行分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき「専決処分」を行いたいと考えています。主な改正点については下記のとおりです。

### 記

#### 1 個人市民税関係

##### (1) 住宅ローン控除の見直し

所得税において、住宅ローン控除期間13年間の特例の延長の措置が講じられることに伴い、令和4年末までの入居者が対象とされる。

その場合、現行制度と同じく翌年度の個人市民税においても、適用年の各年分住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税額から控除した残額を減額する措置を講ずる。

※ 減収額は全額国費で補填する。(現行制度と同様)

#### 2 固定資産税及び都市計画税関係

##### (1) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ① 令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置を含め、土地に係る負担調整措置を継続する。
- ② その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を講ずる。

##### (2) わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の一部廃止

特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例

##### (3) 地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正

- ① 過疎法
  - ・ 対象業種の追加（情報サービス業等の追加）
  - ・ 資本金の規模に応じ、取得価額要件の見直し
- ② 地域未来投資促進法
  - ・ 対象施設の設置期限の設定
- ③ 半島振興法
  - ・ 適用期限の2年延長（令和5年3月31日まで）

### 3 軽自動車税関係

#### (1) 環境性能割の税率区分の見直し・臨時的軽減の延長

① 新たな燃費基準（2030年度基準）の下で、税率区分を見直す。

| 〔現行〕（令和元、2年度）   |                    |     | 〔改正案〕（令和3、4年度）                              |                   |     |   |
|---|--------------------|-----|---|-------------------|-----|---|
| 区分  |                    | 税率  | 区分  |                   | 税率  |   |
| 電気自動車<br>燃料電池自動車<br>天然ガス自動車<br>プラグインハイブリッド車<br>クリーンディーゼル車       |                    | 非課税 | 電気自動車<br>燃料電池自動車<br>天然ガス自動車<br>プラグインハイブリッド車 |                   | 非課税 |   |
| ハイガ<br>L<br>P<br>リ<br>ン<br>G<br>ツ<br>ン<br>車<br>ド<br>車<br>・<br>・ | 2020年度基準<br>+20%達成 |     | クリー<br>ン<br>デ<br>ィ<br>ー<br>ゼ<br>ル<br>車      | 2030年度基準<br>85%達成 |     | ハイガ<br>L<br>P<br>リ<br>ン<br>G<br>ツ<br>ン<br>車<br>ド<br>車<br>・<br>・ |
|   | 2020年度基準<br>+10%達成 |     |   | 2030年度基準<br>75%達成 |     |   |
| 2020年度基準<br>達成  |                    | 1%  | 2030年度基準<br>60%達成                           |                   | 1%  |   |
| 上記以外  |                    | 2%  | 上記以外<br>又は2020年度基準未達成車                      |                   | 2%  |   |

② 環境性能割の税率を1%分軽減する期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

【対象】 令和元年10月1日～令和3年3月31日までの間に購入した自家用乗用車  
～ **令和3年12月31日まで** に取得したもの

| 対象車の燃費基準値達成度等           | 税率  | 臨時的軽減 |
|-------------------------|-----|-------|
| 電気自動車等、2030年度基準 75%以上達成 | 非課税 | 非課税   |
| 2030年度基準 60%達成          | 1%  | 非課税   |
| 上記以外又は2020年度基準未達成車      | 2%  | 1%    |

#### (2) グリーン化特例（軽課）の見直し

種別割において講じている、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（種別割のグリーン化特例（軽課））について、対象区分の重点化及び基準の切り替えを行い、適用期限を2年延長する。

〔現行〕  
軽課期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日  
軽課年度：取得の翌年度のみ

| 区分 |     | 軽減率   |       |       |
|----|-----|-------|-------|-------|
| 乗用 | 自家用 | 75%軽減 | 50%軽減 | 25%軽減 |
|    | 営業用 |       |       |       |
| 貨物 | 自家用 | 75%軽減 | 50%軽減 | 25%軽減 |
|    | 営業用 |       |       |       |

〔改正案〕  
軽課期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日  
軽課年度：取得の翌年度のみ

| 区分 |     | 軽減率   |       |       |
|----|-----|-------|-------|-------|
| 乗用 | 自家用 | 75%軽減 | —     | —     |
|    | 営業用 |       | 50%軽減 | 25%軽減 |
| 貨物 | 自家用 | 75%軽減 | —     | —     |
|    | 営業用 |       | —     | —     |

※1 ※2 ※3

※1：電気自動車、天然ガス自動車等  
※2：2030年度基準90%達成  
※3：2030年度基準70%達成